

我孫子市教育委員会より

「給食停止・給食費」についてお知らせとお願い

(令和6年4月)

① 給食停止をする場合は

連続して5日以上（学校休業日を除く）欠席する際、給食の停止を希望する場合は、保護者からの連絡および申請により給食費を返金します。給食停止に関する手続きの際は、学校に「給食停止依頼書」の提出をお願いします。（書類は学校から受け取ってください。）

給食の停止を希望する5日前までに提出された分についてのみ給食費の返金対象となります。後からさかのぼってのご連絡は返金対象となりませんのでご承知おきください。

【返金対応に係るQ&A】

Q1 給食停止依頼をするのを忘れて欠席していました。返金してもらえますか？

A1 申請後から給食材料のキャンセル事務を行うため、5日前までに申請がない場合は返金できませんのでご了承ください。

Q2 今日学校に欠席連絡を入れましたが、いつから給食費が返金されますか？

A2 欠席連絡とあわせて、給食停止の連絡もお願いします。連続して5日間以上（学校休業日を除く）欠席する場合、保護者からの申請があれば給食を停止し、申請日を1日目として、5日目以降を返金することができます。

※下記（例1）、（例2）を参照してください。

（例1）月曜日に金曜日までの給食停止依頼をした場合

月	火	水	木	金	土	日
申請日 1日目	2日目	3日目	4日目	返金 5日目	学校休業日	学校休業日

（例2）水曜日に火曜日までの給食停止依頼をした場合

水	木	金	土	日	月	火
申請日 1日目	2日目	3日目	学校休業日	学校休業日	4日目	返金 5日目

② 第3子以降学校給食費無償化について (対象のお子さん1人ずつ申請が必要)

我孫子市では、小学1年生以上のお子さんを3人以上扶養している保護者からの「第3子以降であることの申請」を受けて、学校へ給食費の集金をしないよう依頼する形で給食費の無償化を行っています。

申請は原則「ちば電子申請サービス」で受付をしていますが、ちば電子申請サービスでの申請によらない場合には、我孫子市ホームページから必要書類をダウンロードの上、書面（郵送又は持参）により教育委員会へ提出してください。（下記QRコードからそれぞれアクセスできます。）

申請内容について市が認定審査を行い、原則申請を受付した月から無償化となります。（無償化の対象ではなくなった場合は、速やかに申請取消を行ってください。集金すべき月までさかのぼって集金を行います。）

なお、就学援助費を受け取っている方でも、対象となるお子さんが第3子以降無償化の対象要件に該当する場合は、原則無償化の手続きが必要です。（生活保護費受給者は除く。） **【申請期限：4月15日（月）】**

《ちば電子申請サービス》



《我孫子市ホームページ》



③ 1,000円の給食費支援金について (申請は不要)

生活保護費を受給しておらず、第3子以降学校給食費無償化の対象者ではないお子さんの給食費について、市では月額1,000円の支援を学校に行っています。給食費の集金額については各学校からのお知らせをご確認ください。

④ 給食材料費への補助について (申請は不要)

給食材料費の価格高騰を鑑み、引き続き、給食食材料費への補助を行います。

令和6年度については、小学校 1食 44円、中学校 1食 65円の補助を学校に行います。

⑤ 食物アレルギー等に対する補助金について (申請が必要)

食物アレルギー等により、学校に給食停止依頼書を提出しており、毎食弁当を持参しているお子さんの保護者に対し、補助金の交付を行っています。本制度は申請制となりますが、対象要件に該当する方に対して学校から個別にお知らせが届きます。

各種補助金・支援金の詳細については、市ホームページをご確認ください。

《市ホームページ（学校給食費の補助制度）》



【お問い合わせ】

我孫子市教育委員会 学校教育課
保健給食係 (Tel 04-7185-1267)